

	一般組合員の 公的年金制度と年金の請求手続 【詳細版】	
--	--	--

令和8年9月



物知りの年金コンシェルジュ「かめるん」

公立学校共済組合広島支部

一般組合員の公的年金制度と年金の請求手続

(令和8年9月現在)

※ 一般組合員とは、長期給付（年金）事業の適用を受ける本務者・暫定再任用フルタイム勤務職員・任期付職員等です。

I 公的年金制度の仕組み

§ 1 公的年金制度	2
§ 2 国民年金の加入手続	4
§ 3 年金の種類と基本事項	6

II 退職後の年金（老齢）と請求手続等

§ 4 老齢年金の支給	8
§ 5 老齢厚生年金の支給調整	11
§ 6 年金の繰上げ（60歳以降）と繰下げ（66歳以降）	14

III 老齢以外の年金と請求手続等

§ 7 障害厚生年金	16
§ 8 離婚時の年金分割	20
§ 9 遺族厚生年金・遺族基礎年金	22

IV 参考

・ 各公的年金の加入者及び問合せ先等	23
・ 年金受給権者の再就職に伴う手続	25
・ 年金受給者・年金待機者に関する手続	26

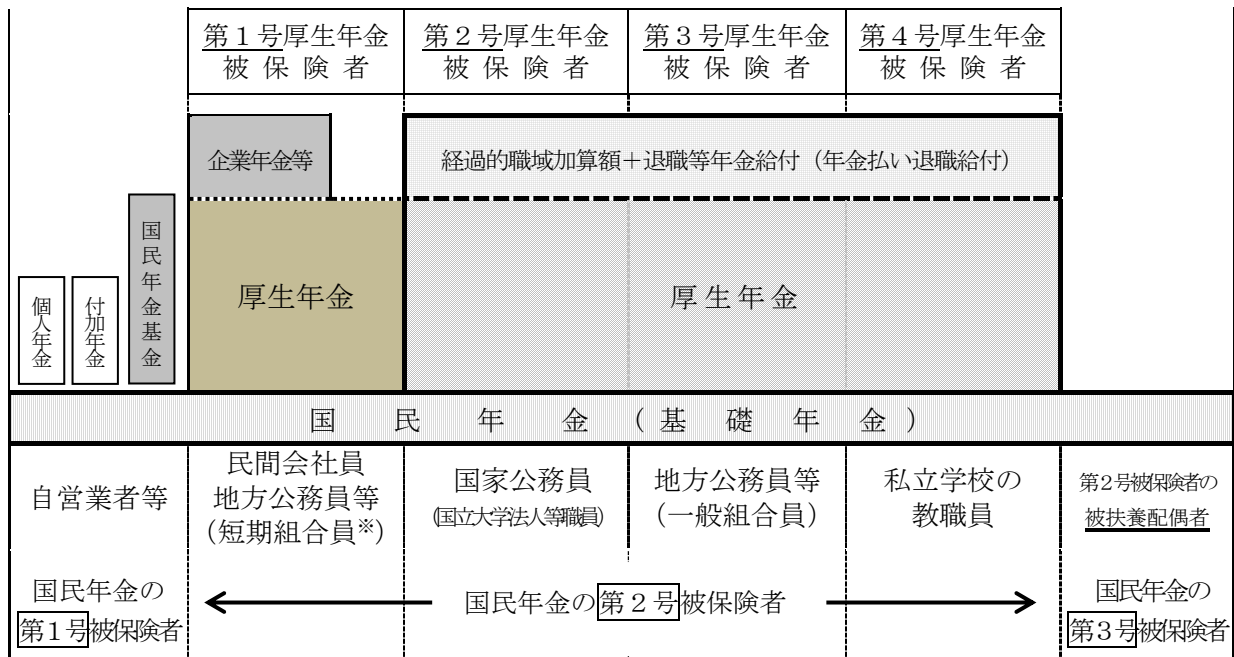
I 公的年金制度の仕組み

§ 1 公的年金制度

日本の公的年金制度は、「**国民皆年金**」という特徴があり、20 歳以上 60 歳未満の全国民が共通して加入する「**国民年金（基礎年金）**」と、民間の会社員や公務員等が加入する「**厚生年金保険**」の 2 つの公的年金制度で構成されています。

この 2 つの公的年金制度を補完するものとして、自営業者等には「**国民年金基金**」、民間の会社員等には「**企業年金**」等、公務員等には「**年金払い退職給付**」の制度があります。

1 被用者年金制度



※「短期組合員」には、共済組合の短期給付・福祉事業のみが適用され、長期給付事業は適用されません。民間会社員等と同様に、日本年金機構の一般の厚生年金に加入します。

2 国民年金（基礎年金）の被保険者の種別

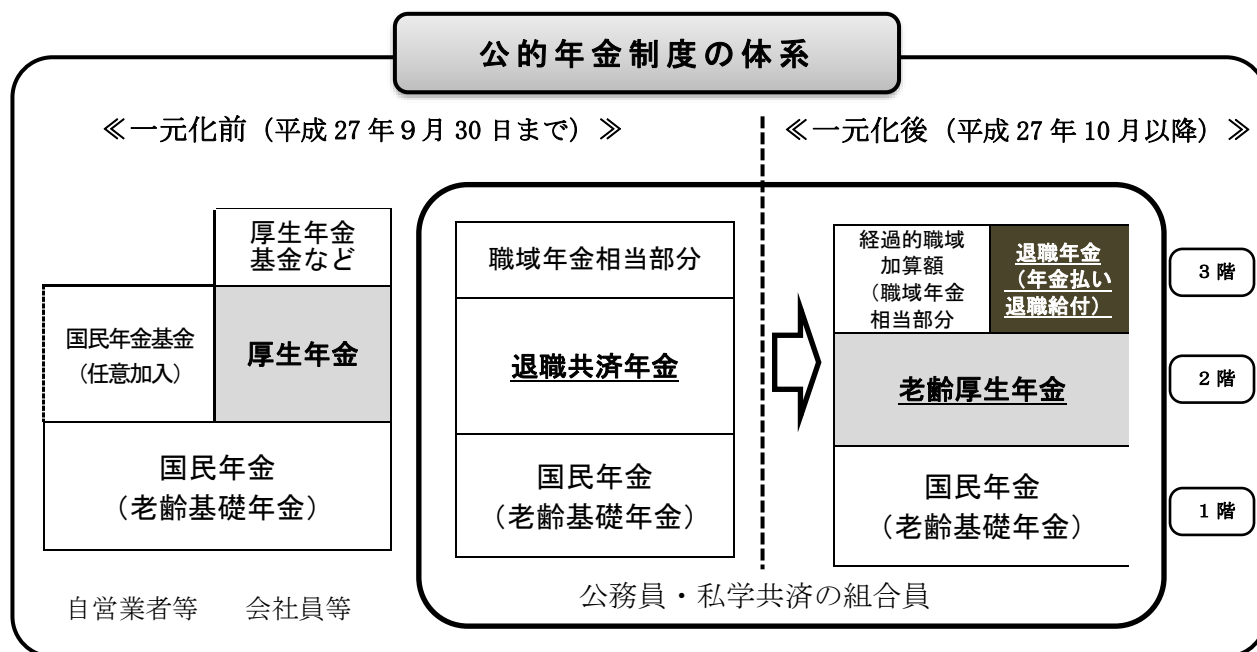
種 別	対 象 者
第 1 号被保険者	国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の自営業者、学生などで、第 2 号被保険者及び第 3 号被保険者に該当しない人（保険料は本人が納付）
第 2 号被保険者	厚生年金の被保険者（65 歳未満）
第 3 号被保険者	第 2 号被保険者（65 歳未満）の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の方

3 厚生年金の被保険者の区分（令和 4 年 10 月以降）

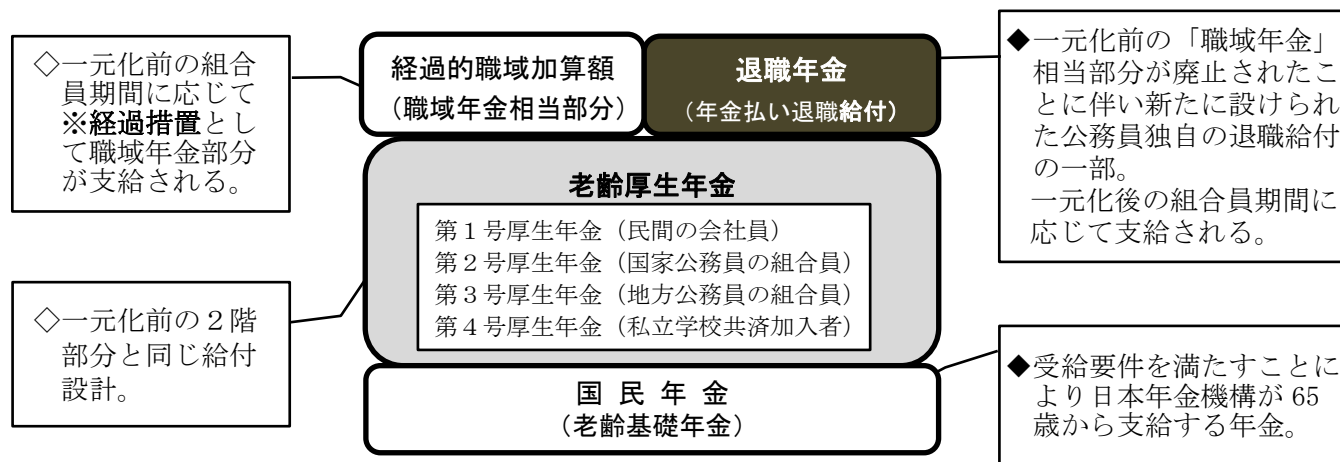
民間会社員・地方公務員等（短期組合員）	第 1 号厚生年金被保険者
国家公務員等（国立大学法人等職員）	第 2 号厚生年金被保険者
地方公務員等（一般組合員）	第 3 号厚生年金被保険者
私立学校の教職員（私立学校教職員共済制度の加入者）	第 4 号厚生年金被保険者

《 参考 》被用者年金制度の一元化（平成 27 年 10 月 1 日）

- 「共済年金制度」に加入していた教職員等の地方公務員も、「厚生年金保険制度」に加入。
 - 一元化前に年金の受給権が発生する場合は「退職共済年金」、一元化後に年金の受給権が発生する場合は「老齢厚生年金」を支給。
 - 「共済年金制度」独自の「職域年金相当部分」が廃止され、「退職年金（年金払い退職給付）」が新たに創設。
 - 平成 27 年 9 月までの組合員期間がある場合は、経過措置としてその期間に応じた、職域部分の年金として「経過職域加算額」を支給。
- 平成 27 年 10 月をまたいで組合員期間を有する場合、「老齢基礎年金（国民年金）」「老齢厚生年金」「経過職域加算」「退職年金（年金払い退職給付）」の 4 種類の老齢年金等を支給。



***** 被用者年金一元化後（平成 27 年 10 月以降）*****



§ 2 国民年金の加入手続

国民年金（基礎年金）は、20 歳以上 60 歳未満の人が加入する制度です。

退職後、共済組合の一般組合員の資格喪失と同時に「国民年金第 2 号被保険者」の資格を喪失します。

また、現職中に 60 歳未満の配偶者を扶養していた方は、配偶者は「国民年金第 3 号被保険者」の資格を喪失します。

60 歳未満で再就職しない方や、配偶者の方は、御自身で、国民年金の加入（第 1 号被保険者への種別変更）手続が必要になります。

1 退職後に加入する公的年金制度

- 1 一般組合員資格喪失後に再就職しない場合は、御自身で国民年金（第 1 号被保険者）に加入するか、60 歳以上の方は任意加入する。
- 2 再就職した場合は、「職種」や「勤務形態」により、加入する年金の種類が異なる。
- 3 一般組合員資格喪失後は、現職中に扶養していた配偶者（20 歳以上 60 歳未満）の国民年金の「種別変更」の手続が必要。



再就職する場合

- ◇ 公務員再任用（フルタイム；週 38h45m 程度勤務 ※定年前と同様）
- ◇ 公務員再任用（短時間；フルタイムの 3/4 勤務）
- ◇ 公務員再任用（短時間；フルタイムの 1/2 勤務）
- ◇ 公務員臨時的任用職員等（週 20 h 以上勤務）
- ◇ 民間企業等（フルタイム又は週 20 h 以上勤務）

再就職しない場合

- ◇ 無職・自営業
- ◇ 任意継続組合員制度加入

公務員再任用
（フルタイム）

・公務員再任用（短時間）
・公務員臨時的任用職員等 } ※週 20h 以上勤務
・民間企業、私立学校等（フルタイム又は週 20 h 以上勤務）
※雇用期間等要件あり

勤務時間が
週 20 h 未満

■公務員厚生年金
（公立学校共済組合等）

◆第 2 号被保険者

■一般の厚生年金
（日本年金機構）

◆第 2 号被保険者

■厚生年金未加入

◆第 1 号被保険者
又は任意加入

■上段・・・厚生年金の種類

◆下段・・・国民年金の種類

【注】 一般的な事例に当てはまらない場合もありますので、公的年金制度加入の有無については、再就職先に確認してください。

2 国民年金の保険料

国民年金第 1 号被保険者（無職・自営業者・学生等（国民年金の任意加入者を含む））の保険料は、「定額制」です。令和 8 年度の保険料は、月額 17,920 円であり、額は毎年度見直しが行われます。

国民年金制度等については、各市（区）役所、町役場の国民年金担当窓口で確認してください。

3 扶養していた配偶者の国民年金加入手続

～60 歳未満の被扶養配偶者（国民年金第 3 号被保険者）がいる方～

退職後、再就職しない等（網掛けの枠）に該当し、かつ「60 歳未満の被扶養配偶者」がいる方は、配偶者の国民年金の「種別」が変わります。

お近くの市区町役場で手続を行ってください（※60 歳までは要保険料納付）。

本人（元一般組合員）の再就職等の状況	元組合員が再就職後に加入する厚生年金	60 歳未満の <u>被扶養配偶者</u>		
		種 別	届出先	保険料
・再就職しない ・自営業 ・下記以外（<u>暫定再任用職員（短時間 1/2）、週 20 時間未満のパートタイム等</u>）として勤務 ・公立学校共済組合の任意継続組合員（※）	加入しない	第 3 号 ↓ 第 1 号	お住まいの市区町村役場	必要
・暫定再任用職員（フルタイム）・任期付等の公務員として勤務（<u>一般組合員</u>）	公務員厚生年金	第 3 号 ↓ 第 3 号	組合員の再就職先	不要
・民間会社又は、私立学校で勤務 ・暫定再任用職員（短時間 3/4）、臨時的任用職員等の公務員として勤務（<u>短期組合員</u>）	一般の厚生年金又は、私立学校教職員共済制度			

（※）公立学校共済組合の任意継続組合員は、医療保険制度の適用はありますが、共済組合の一般組合員としての資格を有しないため、年金制度の適用はありません（一部、福祉事業の適用あり。）。

《 参考 》国民年金の手続

- **第 1 号被保険者**の手続（※60 歳以上の退職者は、該当しない。）
第 1 号被保険者になった時（20 歳以上 60 歳未満の方で、第 2 号及び第 3 号被保険者から、第 1 号被保険者に変更した時を含む。）は、本人が各市区町村役場へ届出を行う必要があります。
- **第 2 号被保険者**の手続
再就職をして、再度、第 2 号被保険者になった時（第 1 号及び第 3 号被保険者から、第 2 号被保険者に変更した時を含む。）は、勤務先で手続をしてください。
- **第 3 号被保険者**の手続（20 歳以上 60 歳未満の被扶養配偶者）
第 3 号被保険者になると配偶者が加入している厚生年金等から保険料が拠出されるので、本人が国民年金の保険料を納める必要はありません。
第 3 号被保険者になるための手続は、再就職先の事業主を経由して行ってください。
※ 再就職しない場合は、配偶者本人が最寄りの市（区）町又は、年金事務所等で、国民年金制度（第 1 号被保険者）加入の手続を行い、60 歳まで保険料を納付してください。
- ☆ **65 歳以上**の厚生年金の被保険者が、老齢厚生年金等の受給権を有している場合は、国民年金制度上の第 2 号被保険者とならないとされています。
したがって、その方によって扶養されている配偶者は、20 歳以上 60 歳未満であっても、第 3 号被保険者とはならず、「第 1 号被保険者」となります。
※ 変更手続に必要な書類等については、市（区）町又は、就職先の事業主に確認してください。

§ 3 年金の種類と基本事項

年金は、給付事由により「老齢・障害・遺族」の3種類があります。
年金を受給する際は、それぞれ一定の条件を満たす必要があります。

1 公的年金の種類

給付事由	厚生年金		国民年金 (日本年金機構から支給)
	種 類	概 要	
【老 齢】	老齢厚生年金	一定の組合員期間を有した方が支給開始年齢(※2)に達した時に支給される年金(在職中は、一部又は全部支給停止の場合あり)	老齢基礎年金
【障 害】	障害厚生年金 (軽度は障害手当金)	組合員期間中に初診日がある傷病により、一定以上の障害状態となった場合に支給される年金	障害基礎年金
【遺 族】	遺族厚生年金 (※1)	組合員又は組合員であった方が死亡した時に遺族に支給される年金	遺族基礎年金 (子のある配偶者のみ)

(※1) 遺族厚生年金の受給者となれる遺族は、一般組合員であった人が死亡した当時、その方によって生計を維持されていた配偶者、子、父母、孫、祖父母です。(妻以外は、年齢制限あり。)

(※2) 原則 65 歳ですが、昭和 36 年 4 月 1 日以前に生まれた方は、65 歳に達するまでの間、特別支給の老齢厚生年金も支給対象。

2 年金の決定・支給

公務員の共済組合員期間に係る年金は、原則、最後に所属していた共済組合が決定して支給します。なお、民間企業等の老齢厚生年金と全国民共通の国民年金(基礎年金)の決定及び支給は、日本年金機構が行います。

3 年金の支給期

年金の支給期月は、毎年、偶数月(2・4・6・8・10・12月)の年6回で、原則、支給期月の15日(土曜日、日曜日又は祝日のときは、直前の平日)に「支給期月の前月までの2か月分」を支給します。なお、初回支給は、新規決定処理を行うため遅れる場合があります。

＜例＞ 昭和 39 年 8 月 10 日生まれの方の場合(老齢年金の支給開始年齢は 65 歳。)

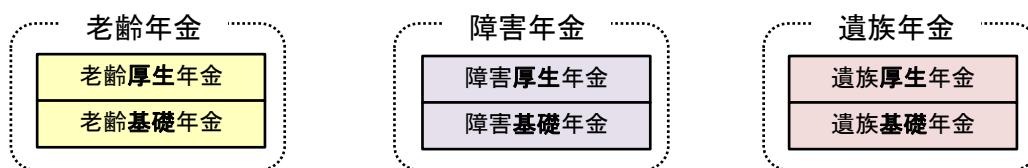
受給権発生日	令和 11 年 8 月 9 日(誕生日の前日)
年金支給期月	受給権発生日の翌月分から支給されますので、初回は、令和 11 年 9 月分を 10 月に支給。(次回支給期月は、令和 11 年 10 月、11 月分を 12 月に支給。) ※ 各月、1 日生まれの方は、1 日の前日、つまり、前月が受給権発生日になるため、誕生月分の年金が支給されます。 (例：10 月 1 日生まれの方→10 月及び 11 月分の年金を 12 月に支給。)

4 年金に係る税金

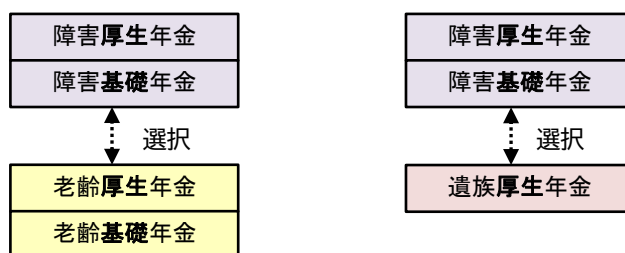
老齢又は退職を事由とする年金は、所得税法上の「雑所得」として課税対象となり、所得税が源泉徴収されます(障害年金・遺族年金は非課税)。源泉徴収される所得税について、配偶者控除等の控除を受けるためには、公立学校共済組合本部から送付される「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出が必要です。

5 年金の併給調整

給付事由が同じである「老齢基礎年金と老齢厚生年金」、「障害基礎年金と障害厚生年金」、「遺族基礎年金と遺族厚生年金」は、1つの年金とみなされ、併せて受給することができます。



ただし、給付事由（老齢、障害、遺族）が異なる2つ以上の年金を受けられるようになったときは、原則、いずれか1つの年金を選択することになります（一人一年金の原則）。

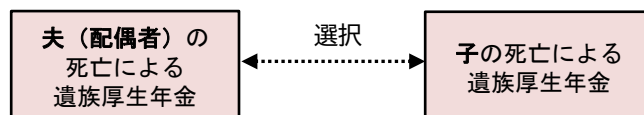


※ 厚生年金のうち以下のとおり算定対象機関が異なる場合は併給が可能です。

老齢厚生年金（公務員厚生年金）	老齢厚生年金（一般の厚生年金）	老齢厚生年金（私学厚生年金）
老齢基礎年金		

また、同じ給付事由であっても、2つ以上の基礎年金又は2つ以上の厚生年金を受けられるときは、いずれか1つの年金を選択することになります。

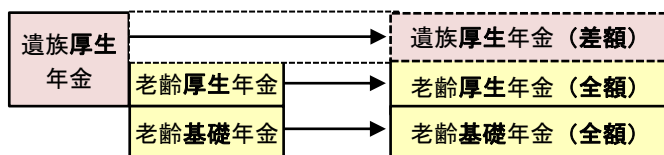
例：夫（配偶者）が亡くなったことにより遺族厚生年金を受けていた妻が、子が亡くなったことにより、新たに遺族厚生年金を受けられるようになったとき



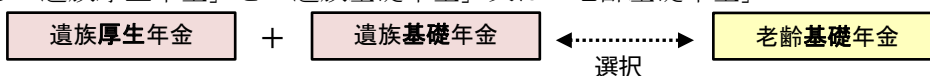
＜65歳からの併給調整の特例＞

○「遺族厚生年金」の調整

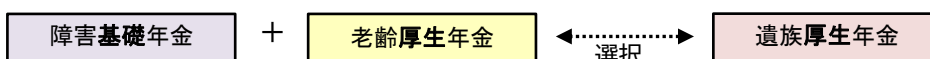
御自身の「老齢厚生年金」が全額支給され、「遺族厚生年金」は「老齢厚生年金」より金額が高い場合に、その差額を受けることができます。なお、「遺族厚生年金」より「老齢厚生年金」の年金額が高い場合は、「遺族厚生年金」は全額支給停止となります。



○「遺族厚生年金」と「遺族基礎年金」又は「老齢基礎年金」



○「障害基礎年金」と「老齢厚生年金」又は「遺族厚生年金」



Ⅱ 退職後の年金（老齢）と請求手続等

§ 4 老齢年金の支給

年金は加入期間、年齢、その他の条件が揃ったとしても、「自動的に支給」されるものではありません。必ず、**請求手続が必要**です。

「老齢厚生年金」は、公的年金加入期間が 10 年以上ある方が、65 歳に達したときに受給権が発生します。併せて、日本年金機構から全国民共通の「老齢基礎年金」が支給されます。

65歳からの年金のしくみ



注記1: 年金払い退職給付・経過的職域加算額・経過的加算額・加給年金額は、該当する方のみが対象となります。

「公立学校共済組合ホームページ」から引用

1 老齢厚生年金の支給要件

- ① 65 歳以上であること
- ② 厚生年金被保険者期間が 1 月以上 あること
- ③ 受給資格期間が 10 年以上あること

厚生年金被保険者期間…厚生年金保険の被保険者（加入者）であった期間をいいます。

被保険者になった月から被保険者でなくなった月の前月までを、月単位で計算します。

受給資格期間…公的年金制度（国民年金及び厚生年金）に加入していた期間をいいます。

また、合算対象期間（※）や保険料が免除された期間も含まれます。

※ 合算対象期間は、下記の例のような年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間です。なお、この期間は年金額の算定には反映されません。

- ・昭和 61 年 3 月以前に、サラリーマンの配偶者であった期間
- ・平成 3 年 3 月以前に、学生だった期間
- ・海外に住んでいた期間
- 等

2 請求手続

65 歳の誕生日前に退職（一般組合員の資格を喪失）している方には、公立学校共済組合本部から本人（自宅住所）に直接、請求書等を送付しますので、必要事項を記入の上、必ず提出してください。**提出がない場合、年金を受給できません。**なお、在職中の方には、65 歳の誕生日の前月までに広島支部から本人（自宅住所）に直接、請求書等を送付します。

3 老齢年金の種類

(1) 老齢厚生年金

平均標準報酬（月）額及び組合員期間により算出されます。

また、要件に当てはまる場合、経過的加算額や加給年金額が加算されます。

加給年金…厚生年金被保険者期間が20年以上ある方で、加給年金額対象者がいる場合は、65歳から老齢厚生年金に加算されます。

<加給年金対象者>

受給者（年金を受ける方）と生計を共にし、かつ、年収が850万円（所得が655.5万円）未満の方^{※1}で、以下のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する方

Ⅰ 65歳未満の配偶者 ただし、配偶者が20年以上の加入期間に基づく老齢厚生年金（①、②の場合を含む）又は、障害年金を受給している場合は、加給年金額の支給は停止。

- ① 加給対象者の年金の請求・受給の有無に関わらず支給開始年齢に到達している。
- ② 加給対象者の年金が給料との調整で全額支給停止となっている。（R4.4.1～）

Ⅱ 18歳未満の子（18歳到達年度末日（3月31日）を経過していない子）

Ⅲ 20歳未満で障害年金の障害等級の1級又は2級に該当する子

<加給年金額（月額）>

（令和8年4月1日現在）

配 偶 者	子	
423,700円 ^{※2}	2人まで（1人につき）	3人目から（1人につき）
	243,800円	81,300円

※1 収入限度額以上であっても、概ね5年以内に定年等の理由で収入が限度額未満となる場合を含む。

※2 年金受給者が昭和18年4月2日以後生まれである場合の額（配偶者特別加算額を含む）。

(2) 老齢基礎年金（日本年金機構から支給）

40年間（20歳から60歳まで）保険料を納付した場合、満額の老齢基礎年金を65歳から受け取ることができます。未納期間がある方は加入月数に応じて年金額が計算されます。

$$847,300 \text{ 円（令和8年度）} \times \frac{\text{国民年金の保険料納付済月数} + (\text{保険料免除月数} \times \text{免除に応じた割合})}{40 \text{ 年（480 月）}}$$

（昭和31年4月1日以前生まれの方は844,900円（令和8年度））

(3) 退職共済年金（経過的職域加算額）

平成27年9月末日までの組合員期間がある方には、平均給与（給料）月額及び加入期間により算出されます。

参考

「ねんきん定期便」で老齢年金の見込額など確認できます。

※毎年1回、誕生月の月末頃に
ご自宅へ送付されます

大切なお知らせ

令和 年度のねんきん定期便 です

問い合わせ先

公立学校共済組合

〒101-0082 東京都千代田区神田駿河台2-9-5
<https://www.kouritu.or.jp/>
 電話 03-6259-1122
 受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
 午前9時から午後5時30分まで

受取人の方がお住まいでない場合には、開封せずに、「返配」[返配した]等をご記入の上、そのままポストに投函してください。

両面を、ゆっくりとがして、ご覧ください。

基礎年金番号 **私学共済の加入者番号**

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

1. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。）

第1号被保険者 （未納月数を除く）	第3号被保険者 （未納月数を除く）	国民年金計 （未納月数を除く）	船員保険（c）	年金加入期間合計 （未納月数を除く） （a+b+c）	合算対象期間等 （d）	受給資格期間 （a+b+c+d）
月	月	月	月	月	月	月

国民年金（a）

第1号被保険者（未納月数を除く） 第3号被保険者（未納月数を除く） 国民年金計（未納月数を除く）

月 月 月

厚生年金保険（b）

一般厚生年金 公務員厚生年金（国家公務員、地方公務員） 私学共済厚生年金（私立学校の教職員） 厚生年金保険計

月 月 月 月

2. 老齢年金の種類と見込額（1年間の受取見込額）

受給開始年齢	第1号被保険者	第3号被保険者	国民年金計	船員保険	年金加入期間合計	合算対象期間等	受給資格期間
(1) 国民年金	月	月	月	月	月	月	
(2) 厚生年金保険	月	月	月	月	月	月	
一般厚生年金期間	月	月	月	月	月	月	
公務員厚生年金期間（国家公務員、地方公務員）	月	月	月	月	月	月	
私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）	月	月	月	月	月	月	
(1) と (2) の合計	月	月	月	月	月	月	

65歳からの
老齢年金見込額

老齢基礎年金 (2) 円

老齢厚生年金 (1) 円

老齢共済年金 (3) 円

老齢年金見込額合計 円

(4) 退職年金（年金払い退職給付）

被用者年金一元化に伴い、平成 27 年 10 月に、新たに創設された退職給付の一部です。

組合員期間中は、「退職等年金掛金」として積み立て、積み立てた額と利息（給付算定基礎額）を年金現価率で除して年金額を計算します。

支給開始年齢は、原則として 65 歳ですが、60 歳から繰り上げてまたは 75 歳まで繰り下げて受給することもできます。

なお、65 歳以上、かつ、退職（一般組合員の資格を喪失）している方が対象となりますので、65 歳で在職中の方には、退職時点で請求書等を送付します。

受給要件	次の①から③までの要件を全てを満たしているときに支給されます。 ① 平成 27 年 10 月以後の 1 年以上引き続き組合員期間を有すること ② 65 歳に達していること ③ 退職（一般組合員の資格を喪失）していること
受取方法	半分为有期退職年金、半分为終身退職年金として支給されます。有期年金の受取方法は原則 20 年ですが、受給権発生（退職）後 6 か月以内であれば、10 年又は一時金も選択できます。 ※ 「一時金（一括）」で受給する場合は、「退職所得の源泉徴収票」の提出が必要です。退職金支給時に交付されるものですので、大切に保管しておいてください。

参考

「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」で見込額など確認できます。

※毎年 1 回、7 月末頃にご自宅へ送付されます

大切なお知らせ

年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書

問い合わせ先

公立学校共済組合

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-9-5
<https://www.kouritu.or.jp/>
 電話 03-5259-1122
 受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

受取の方がお住まいでない場合には、開封せずに、「誤配」「転居した」等をご記入の上、そのままポストに投函してください。

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください。

裏面

給付の給付算定基礎額残高通知書の送付について

この年金払い退職給付の給付算定基礎額残高に関する各情報をお知らせするものです。

組合員の方には加年、すでに退職され組合員資格を喪失されている方には、退職時と節目年齢（35 歳、45 歳、55 歳、65 歳）の翌年度にお知らせします。

※ この通知書は、作成時点において最新の標準報酬月額などの情報をもとに作成されています。このため、最新の情報となっていない場合がありますのでご了承ください。

※ 表示されている金額等は、将来の年金原資であり、年金額ではありません。

※ 「年金払い退職給付」とは、「退職等年金給付」の通称です。

※ 詳細は当共済組合ホームページ「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」をご覧ください。

年金払い退職給付制度について

被用者年金制度の一環（平成 27 年 10 月 1 日施行）に伴い、改正前の共済年金における 3 商部分（職域部分）は廃止され、新たな公務員制度として「年金払い退職給付制度」が設けられました。

この制度には、退職年金、公務員年金、公務員年金の 3 種類の給付があります。

1 年金積立時
毎月の付与額と利息を退職時（積立終了時）まで積み立てます。この積み立てられた額を「給付算定基礎額」といいます。退職後は、支給開始時までに、退職時の給付算定基礎額に対する利息も積み立てます。

2 年金受給中
積立終了時の給付算定基礎額に、積立期間中の標準報酬月額（※1）を乗じて算出された額を「給付算定基礎額」といいます。この「給付算定基礎額」に、積立期間中の標準報酬月額（※1）を乗じて算出された額を「給付算定基礎額」といいます。この「給付算定基礎額」に、積立期間中の標準報酬月額（※1）を乗じて算出された額を「給付算定基礎額」といいます。

3 年金受給中
積立終了時の給付算定基礎額に、積立期間中の標準報酬月額（※1）を乗じて算出された額を「給付算定基礎額」といいます。この「給付算定基礎額」に、積立期間中の標準報酬月額（※1）を乗じて算出された額を「給付算定基礎額」といいます。

受給権発生（65 歳）時点の年金額

退職年金は、1 年以上引き続き組合員期間（平成 27 年 10 月 1 日をまたいで引き続き組合員期間も対象となります。）を有する方が、退職した後に 65 歳に達したとき、または 65 歳に達した日以後に退職したときに、半分为有期退職年金、半分为終身退職年金として支給されます。

なお、有期退職年金は 20 年（10 年）での受給または一時金として受給することができます。

1 有期退職年金の額（年額）
 (1) 20 年または 10 年で受給する場合

$$\text{給付算定基礎額残高} \times \frac{1}{2} \times (B1) \div \text{有期年金現価率} \times (B2)$$
 (2) 一時金で受給する場合

$$\text{給付算定基礎額残高} \times \frac{1}{2} \times (B1)$$

2 終身退職年金の額（年額）

$$\text{給付算定基礎額残高} \times \frac{1}{2} \times (B1) \div \text{終身年金現価率} \times (B3)$$

※1 組合員期間が 10 年未満の場合は 1/4 になります。

※2 有期年金現価率は、支給開始年齢に応じて定められます（※4）。

＜参考＞ 受給権発生（65 歳）時点の有期年金現価率
 ・20 年で受給する場合 … 1.9045727
 ・10 年で受給する場合 … 9.755557

※3 終身年金現価率は、年齢に応じて定められます（※4）。

＜参考＞ 65 歳時点での終身年金現価率 … 2.431306
 （60 歳 … 2.6215424 70 歳 … 1.8619149）

（注）※2 及び ※3 の現価率は、令和 7 年 10 月～令和 8 年 9 月の率であり、毎年 10 月に改定されます。

※4 年金額の算出に用いる現価率は毎年 10 月に見直されるため、将来における年金見込額を算出することができません。

※ 詳細は当共済組合ホームページ「年金払い退職給付のしくみ」をご覧ください。

§ 5 老齢厚生年金の支給調整

老齢厚生年金の受給権者が、在職している間（再任用職員等の公務員、民間企業等に再就職など厚生年金制度に加入する働き方の場合）や、国会議員・地方議会議員である場合は、年金額の全部又は一部が支給停止となる場合があります。

1 在職中の収入による老齢厚生年金の調整

在職中や再就職により厚生年金保険に加入している場合は、賃金等との調整を受け、老齢厚生年金の全部又は一部が支給停止されることがあります。

（１）支給停止の対象となる年金

賃金等との調整を受ける年金は、老齢厚生年金であり、老齢基礎年金は調整の対象ではありませんので全額支給されます。

なお、経過的職域加算額（退職共済年金）及び退職年金（年金払い退職給付）は、一般の厚生年金（日本年金機構）及び私立学校教職員共済制度に加入中の場合は全額支給されますが、公務員厚生年金に加入中（暫定再任用フルタイム等）は、全額停止となります。

		在職中に加入している年金制度		
		公務員厚生年金 （一般組合員） 例）正規職員（常勤）、暫定再任用フルタイム勤務職員等	一般・私学厚生年金等 （短期組合員、民間会社、私立学校等）	厚生年金保険に加入しない 例）暫定/定年前再任用短時間勤務職員(1/2)等
年金の種類	経過的職域加算額／退職年金（年金払い退職給付）	全額支給停止	全額支給（支給停止なし）	全額支給（支給停止なし）
	老齢厚生年金	全額又は一部支給停止 （（２）を参照）		全額支給（支給停止なし）
	老齢基礎年金（国民年金）	全額支給（支給停止なし）		

（２）支給停止の計算方法

年 金＝老齢厚生年金の月額（年額の 1/12 の額） ※加給年金額を除く

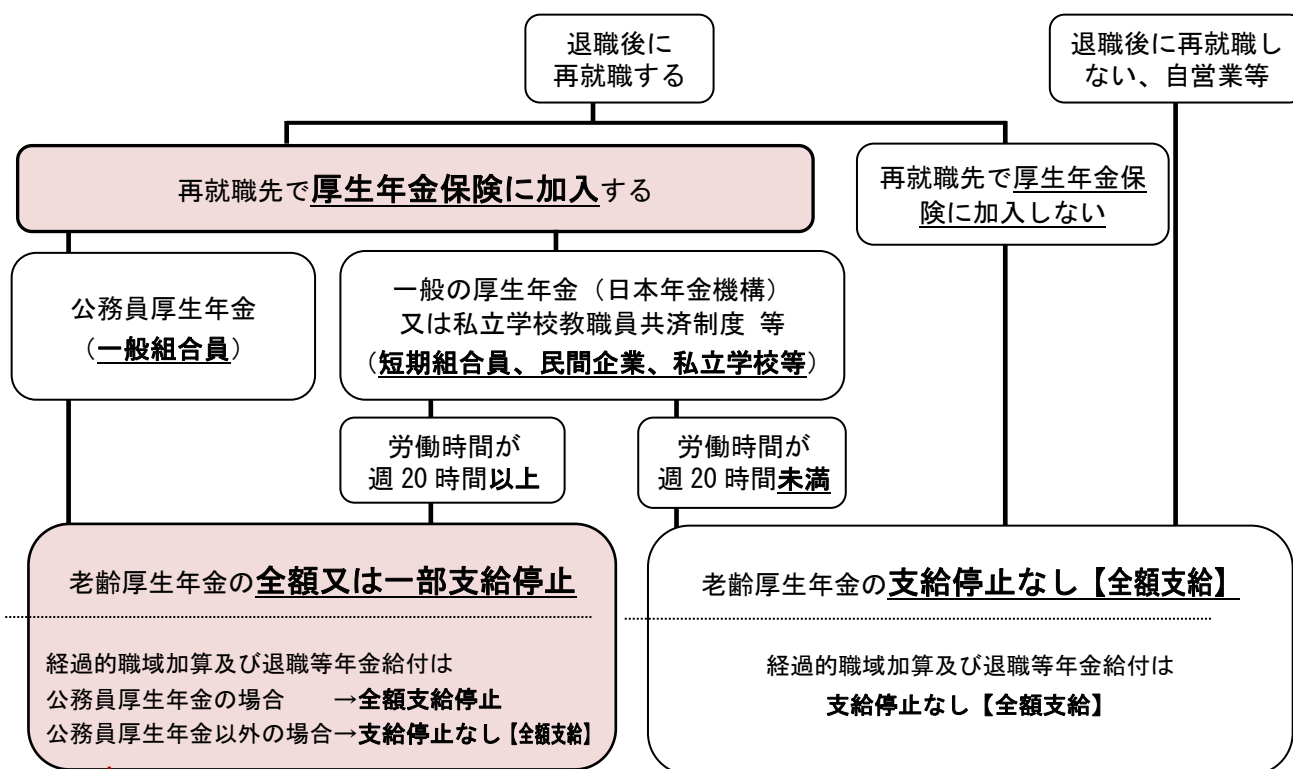
賃 金 等＝標準報酬月額＋過去 1 年間の賞与の 1/12 の額の合計額

年金と賃金等の額	支給停止額の計算方法
年金＋賃金等 ≤ 65 万円 ^{※1}	支給停止なし
年金＋賃金等 > 65 万円 ^{※1}	{(年金＋賃金等) - 65 万円 ^{※1} } × 1 / 2 ^{※2}

※1 65 万円（支給停止基準額）は令和 8 年度の額であり、賃金や物価の変動に応じて毎年改定。

※2 加給年金額は、上記の計算により厚生年金の一部が支給されれば全額支給されますが、老齢厚生年金が全額支給停止の場合は、加給年金額も全額停止となります。

◆「老齢厚生年金」の支給調整フロー図◆



※ この「フロー図」は、一般的な事例です。
御自身の厚生年金保険制度への加入の有無や種別などは再就職先で確認してください。

計算してみましょう！



<事例>

Aさん（昭和39年7月3日生）は、公立学校で暫定再任用職員（フルタイム）として勤務し、公立学校共済組合（公務員厚生年金）の一般組合員。年金の受給権発生日（65歳の誕生日の前日）である令和11年7月2日の勤務等の状況は以下のとおり。

- ・加給年金対象者 なし
- ・標準報酬月額 **47万円**
- ・賞与額（計算対象月の直近1年間分の合計額を月に換算）
 $(44 \text{ 万円 [R10.12 月分]} + 8 \text{ 万円 [R11.3 月分]} + 44 \text{ 万円 [R11.6 月分]}) \times 1/12 = \text{8万円}$
- ・老齢基礎年金 84 万円〔年額〕 → 7 万円〔月額〕
- ・老齢厚生年金 168 万円〔年額〕 → **14万円**〔月額〕
- ・経過の職域加算額 24 万円〔年額〕 → 2 万円〔月額〕

$$\{ (47\text{万円} + 8\text{万円} + 14\text{万円}) - 65\text{万円} \} \times 1/2 = 2\text{万円}$$

受給権発生日の翌月（令和11年8月分）から老齢厚生年金の一部（2万円）が支給停止

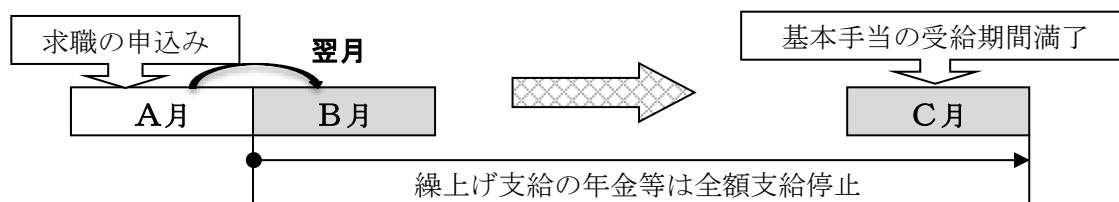
1月当たりの支給額は以下のとおり。

- | | | |
|-----------|---------------------------|-------------|
| ・老齢基礎年金 | 7万円【全額支給】※老齢基礎年金は支給調整の対象外 | 合計 |
| ・老齢厚生年金 | 12万円【一部支給停止(14万円－2万円)】 | <u>19万円</u> |
| ・経過の職域加算等 | 0万円【公務員厚生年金加入中は全額支給停止】 | 支給 |

2 雇用保険の給付との調整

公立学校共済組合から支給される「繰上げ支給の老齢厚生年金」又は「特別支給の老齢厚生年金」（以下、「繰上げ支給の年金等」という。）の受給者（65歳未満）と雇用保険法による失業給付（基本手当）等は、同時には受給できません。

公共職業安定所（ハローワーク）に求職を行うと、失業給付（基本手当）の額にかかわらず、求職の申込みを行った日の翌月から、失業給付（基本手当）受給期間が満了するまでの間、繰上げ支給の年金等は全額支給停止となります。



公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みをする前に、失業給付（基本手当）の給付額を確認し、年金額と比較した上で、どちらを受給するか、十分検討することをおすすめします。

《公務員に対する雇用保険法による失業給付について》

公務員は、雇用保険法が適用されないため、本務者として在職後定年退職した場合、失業給付の受給資格はありません。ただし、暫定再任用職員（フルタイム）等として再就職後、雇用保険制度に加入し、65歳までに退職した場合は、失業給付の受給資格が発生する場合があります。

3 受給権者からの申出による年金の支給停止

年金は、受給権者の請求に基づき決定されますが、申出によって、自らの意思で年金を受給しないという選択をすることができます。

申出による支給停止は、いつでも、将来に向かって撤回することが可能です。原則、支給停止を撤回する旨の申出書が受理された翌月分から年金が支給されますが、過去に辞退していた年金を遡及して受給することはできません。

§ 6 年金の繰上げ（60 歳以降）と 繰下げ（66 歳以降）

一定の条件を満たしている場合、御本人の希望により、60 歳到達後、支給開始年齢に達する前に老齢年金を受け取ったり（年金の繰上げ）、65 歳に達したときには請求せず、66 歳以降に老齢年金の受取を繰り下げる（年金の繰下げ）制度があります。

1 年金の繰上げ

老齢を事由とする厚生年金は、自身の支給開始年齢に到達していなくても、60 歳以降に繰上げ請求を行うことができます。

留意事項等を参考とし、繰上げを行った場合のメリットやデメリットを十分に理解した上で、請求を行ってください。

（１）繰上げによる年金額の減額

年金を繰り上げて受給する場合、繰り上げた月数に応じて年金額が減額されます。

減額率は、1 か月当たり 0.4%（S37.4.1 以前に生まれた方は 0.5%）であり、1 年繰り上げた場合は 4.8%〔0.4%×12 月〕が本来支給される額から減額されることとなります。

この減額は生涯続き、本来支給される年齢（原則 65 歳）になっても、本来支給される額に戻ることはありません。

（２）請求に当たっての留意事項

ア 老齢基礎年金及び民間会社や私立学校等に勤務したことがあり、他の公的年金制度の老齢厚生年金も受給できる場合には、全ての老齢厚生年金を同時に繰り上げる必要があります（全て減額）。

イ 一旦、繰上げ請求を行ったものは、取り消すことはできません。

ウ 在職中でも請求できますが、給料等との調整で、年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります（11 ページ「§ 5 老齢厚生年金の支給調整」「1 在職中の収入による老齢厚生年金の調整」参照。）。

エ 雇用保険の給付を受ける場合は、年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります（13 ページ「§ 5 老齢厚生年金の支給調整」「2 雇用保険の給付との調整」参照。）。

オ 本制度を利用した場合、事後重症による障害厚生(共済)年金などの請求はできません。

カ 本制度を利用した場合、国民年金の任意加入はできません。

2 年金の繰下げ

65 歳から受給することができる「老齢厚生年金」及び「老齢基礎年金」は、65 歳に達したときには請求せず、66 歳以降に繰下げを申し出ることが可能です。

留意事項等を参考とし、繰下げを行った場合のメリットやデメリットを十分に理解した上で、請求を行ってください。

なお、以下に該当する場合は、繰下げの申出を行うことができません。

- ・ 66 歳到達前に遺族や障害の年金(障害基礎年金を除く。)の受給権を有している方(※)。
- ・ 他の公的年金制度による、65 歳から支給の老齢厚生(退職共済)年金を既に受給している方。
- ・ 老齢厚生(退職共済)年金を繰り上げて受給している方。

※ 66 歳到達日以後にこれらの年金の受給権が発生した場合は、これらの年金の受給権が発生した月を基準に繰下げ申出したものとして、繰下げ加算額が算定される。

(1) 繰下げによる年金額の増額

年金を繰下げて受給する場合、繰り下げた月数に応じて年金額が増額されます。

増額率は、1 か月当たり 0.7%であり、1 年繰り下げた場合は 8.4%〔0.7%×12 月〕が本来支給される額に加算されることとなり、この増額は生涯続きます。

(2) 請求に当たっての留意事項

ア 民間会社や私立学校等に勤務したことがあり、他の公的年金制度の老齢厚生年金も受給できる場合には、全ての老齢厚生年金を同時に繰り下げする必要があります。

なお、老齢基礎年金と老齢厚生年金は、同時に繰下げをする必要はなく、いずれか一方のみ繰り下げて受給することも可能です。

イ 在職中でも請求できますが、給料等との調整で支給停止となっている年金は、繰下げによる増額の対象となりません。

ウ 加給年金額は、繰下げによる増額の対象となりません。

※ 一定の要件を満たしている加給年金対象者がいる場合、繰下げにより増額するよりも、繰下げをせず「加給年金額」を受給した方が受給総額が多くなる場合もあります。

エ 繰下げは、受給権発生から最大 120 月(※1)まで行うことができます。

なお、75 歳(※2)到達日以後に繰下げ申出をした場合、請求時期に関わらず、75 歳(※2)到達時点での増額率になり、75 歳(※2)まで遡って年金が決定・支給されることとなります。また、80 歳(※3)到達後に繰下げ申出をした場合、時効により年金が支払われない部分が発生します。

※1 120 月は、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する方が対象であり、いずれにも該当しない場合は、最大 60 月です。

(1) 生年月日が S27.4.2 以後

(2) 生年月日が S27.4.1 以前で、H29.4.1 以後に老齢厚生年金の受給権が発生した方

※2 ※1の(1)又は(2)に該当しない場合は、70 歳。

※3 ※1の(1)又は(2)に該当しない場合は、75 歳。

オ 65 歳以降に初めて一般厚生年金や私学厚生年金に加入した場合には、各厚生年金で 1 年以上の繰下げ待機期間が必要となり、66 歳時点では請求できないことがあります。

Ⅲ 老齢以外の年金と請求手続等

§ 7 障害厚生年金

組合員又は組合員であった方が、病気やけがにより、日常生活や仕事などが制限されるような一定の障害状態になった場合に請求できる年金です。

請求手続は、在職中でも、退職後でも可能であり、障害等級に応じて、国民年金制度から「障害基礎年金」が併せて支給されます。

なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、「障害手当金（一時金）」を受け取ることができる制度もあります。

1 障害厚生年金

障害年金は、手足の障害などの外部障害のほか、精神障害や内部障害も対象になり、病気やけがの主なものは次のとおりです。

- ・外部障害：眼、聴覚、音声又は言語機能、肢体（手足など）の障害など
- ・精神障害：統合失調症、双極性障害、認知障害、てんかん、知的障害、発達障害など
- ・内部障害：呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、糖尿病、がんなど

（１）受給要件

障害厚生年金の受給には、次の３つの要件をすべて満たしている必要があります。

ア 障害の原因となった病気やけがの初診日（障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日）が、厚生年金保険の被保険者（公務員共済の一般組合員）期間中にあ
ること。

イ 初診日から起算して原則１年６月を経過した日（以下「障害認定日」という。）又は障害認定日
から 65 歳に達する日の前日までの間に、障害等級の 1 ～ 3 級に該当する障害の状態にあること。

ウ 保険料納付要件（※）を満たしていること。

（※）「保険料納付要件」とは、初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間のうち、3分の2以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること等。

なお、初診日から起算して１年６月を経過する前に症状が固定（長期にわたってその病気やけがの固定性が認められ、医療効果が期待できない状態となること）した場合は、その状態に至った日等を障害認定日を取り扱うことがあります。

これを「**特例症例**」といい、主なものは以下のとおりです。

症例の現象	障害認定日
① 人工透析療法の施行	透析開始から３か月を経過した日
② 人工骨頭、人工関節の挿入、置換	挿入・置換の日
③ 心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁の装着	装着した日
④ 人工肛門の造設、尿路変更術の施術	造設又は施術の日から６か月を経過した日
⑤ 新膀胱の造設	造設した日
⑥ 切断又は離断による肢体の障害	切断又は離断した日
⑦ 喉頭の全摘出	全摘出した日
⑧ 在宅酸素療法の実施	在宅酸素療法を開始した日

(2) 障害程度の認定基準

障害年金が支給される「一定の障害状態」とは、障害認定日において、法令で定める障害の程度（認定基準）に該当する状態であり、身体障害者手帳等との障害等級とは異なります。

障害程度の認定は次のとおりであり、これは各公的年金制度共通のものです。

1 級	他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態
2 級	必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害
3 級	日常生活にはほとんど支障はないが、労働が著しい制限を受ける又は労働に著しい制限を加えることを必要とする状態

なお、「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」は、日本年金機構のホームページに掲載されていますので、参考としてください。

掲載場所：トップページ＞年金の制度・手続き＞年金の受給＞年金の受け取りに関する制度＞障害年金の制度＞障害認定基準＞国民年金・厚生年金保険 障害認定基準
URL：<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/seido/shougainenkin/ninteikijun/20140604.html>

(3) 障害年金の請求手続

公立学校共済組合の障害厚生年金請求手続は、「障害程度の認定」と「障害厚生年金の決定」の2段階です。関係書類の提出後、「障害程度の認定」まで3～4か月を要し、「障害厚生年金の決定」までは、さらに3～4か月を要します。

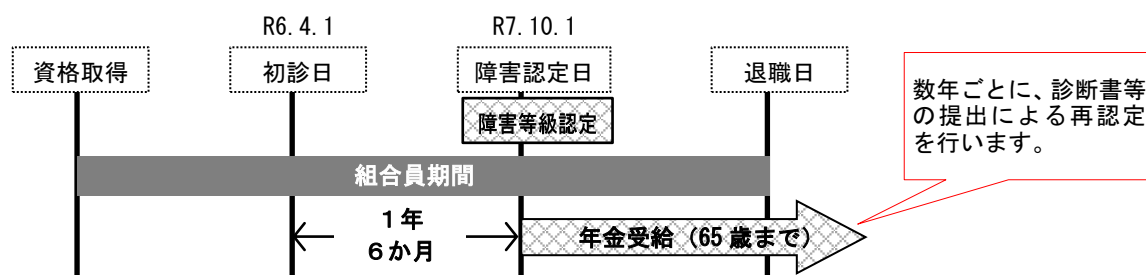
障害年金の請求を御検討の場合は、初診日、傷病名、症状などを事前に御確認の上、公立学校共済組合広島支部年金係（Tel 082-513-4959）まで御連絡ください。伺った状況に応じた関係書類を送付いたします。

なお、請求の方法には、2通りあります。

認定日請求

- ・障害認定日に、法令で定める障害の程度（認定基準）に該当する状態にある場合
- ・障害認定日時点の診断書が取得可能
- ・年金は、障害認定日の翌月まで遡って支給（時効により遡るのは過去5年分まで）

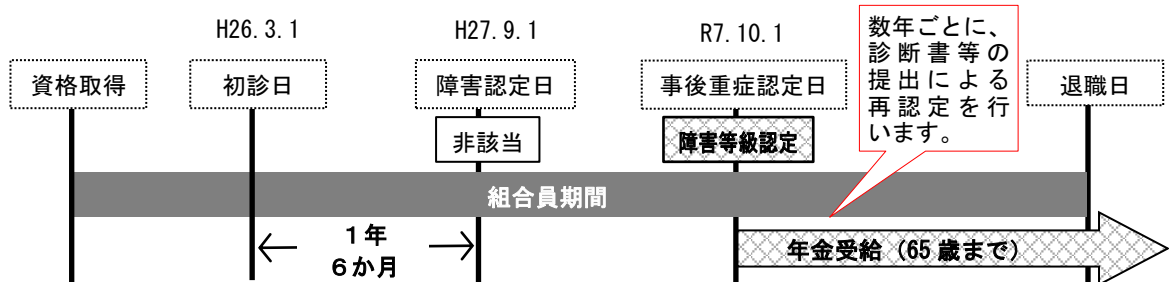
【 認定日請求のイメージ 】



事後重症請求

- ・障害認定日に、法令で定める障害の程度（認定基準）に該当せず、その後、病気やけがの症状が進行して、65歳に達する前日（65歳の誕生日の前々日）までに、認定基準に該当する状態となった場合
- ・年金は、請求日の翌月分から支給
- ・老齢年金の繰上げ受給をしている場合は請求不可

【事後重症請求のイメージ】

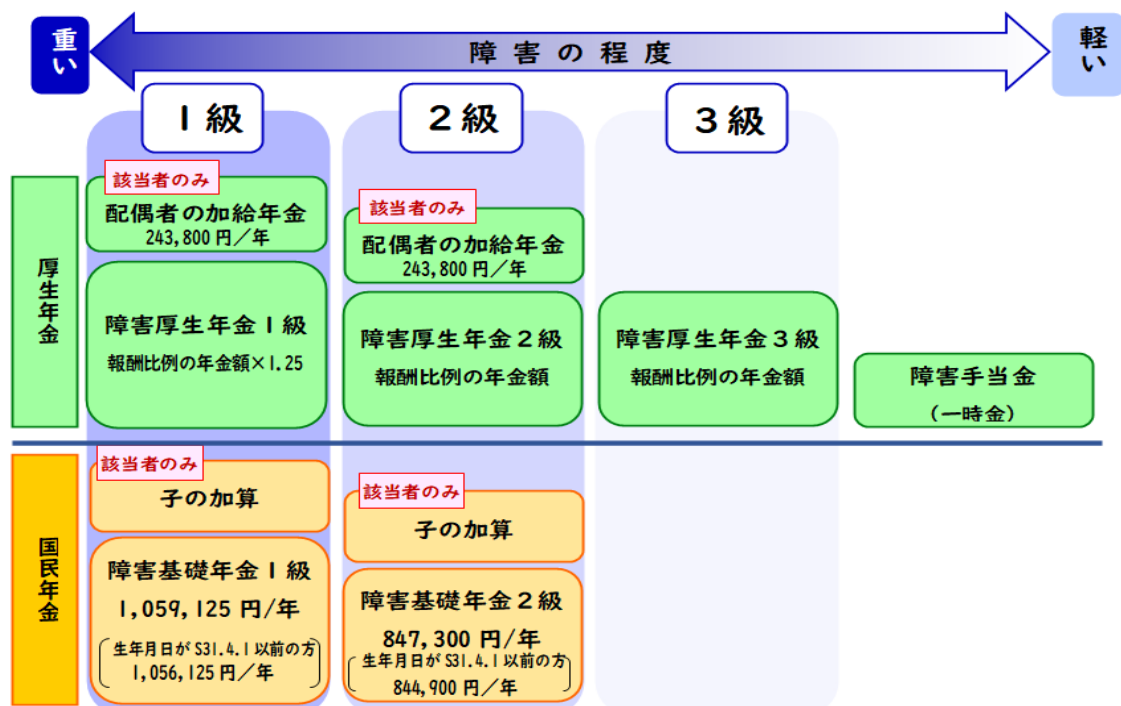


（４）障害年金の額

障害程度の認定の結果、障害等級１～３級に該当した方には、障害厚生年金が支給され、１級又は２級の方には、障害基礎年金（国民年金）が併せて支給され、要件を満たす配偶者や子がいる場合は加給年金が加算されます。

なお、障害の状態の軽減又は増進により、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当することとなった場合は、その程度に応じて年金額が改定（障害の状態が年金を受けることのできる程度より軽くなった場合は、障害厚生年金は支給停止）されます。

※年金額等は令和８年度の金額です。



図はイメージのため、実際の支給額と異なる場合があります。

参考：日本年金機構作成「障害年金ガイド 令和８年度版」

(5) 失権（消滅）

障害厚生年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときに消滅します。

なお、障害等級1級及び2級の受給権者が死亡したとき、要件を満たす遺族がいれば、遺族厚生年金を受給することができます。

また、障害の程度が障害等級に該当しなくなったときは支給停止となり、該当しなくなった状態で3年を経過したとき又は65歳に達したときは失権します。

(6) 障害厚生年金と傷病手当金の調整

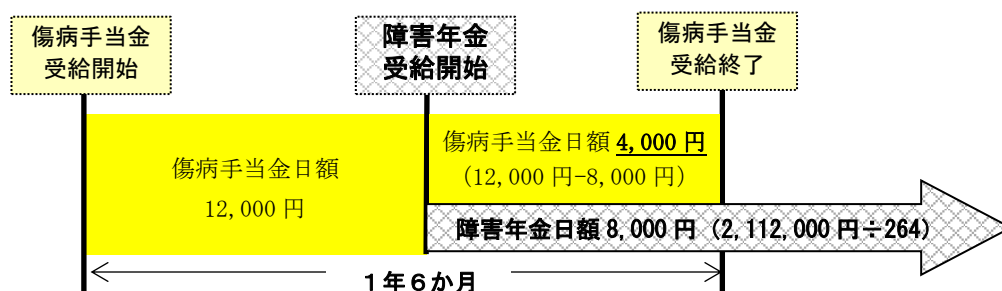
障害厚生年金等（※1）を受給する期間に、傷病手当金（※2）も支給される場合、年金額に応じて傷病手当の支給額が調整されます。

傷病手当金給付日額から年金日額（年金年額÷264〔22日×12月〕）を差し引いた差額の傷病手当金が支給されますが、年金日額が傷病手当金給付日額より多い場合は、傷病手当金は支給されません。

※ 傷病手当金の調整の対象となる年金は、同一の病気やけがについての障害厚生年金及び障害基礎年金と、老齢厚生年金及び老齢基礎年金です。

傷病手当金は、組合員が病気やけがの療養のため学校等を休み、このため報酬（給与）が減額されたときに、これを補填し、生活を保障するための給付です。

【事例】 傷病手当金日額：12,000円、障害厚生年金・障害基礎年金：2,112,000円



2 障害手当金

障害手当金は、障害厚生年金の対象となる障害の程度より軽い場合、その症状が固定したときに障害が残った方に支給される一時金で、在職中も受給できます。

(1) 受給要件

前述の「1 障害厚生年金（1）受給要件」のア及びウに加え、次の要件をすべて満たしている必要があります。

ア 障害の原因となった病気やけがが初診日から5年以内に治り（症状が固定し）、その治った日（以下「治った日」という。）に、障害厚生年金を受けることができない程度の障害の状態であること。

イ 治った日において、公的年金各法に基づく年金である給付の受給権を有していないこと。

ウ 障害の原因となった病気やけがについて、地方公務員災害補償法等の規定による障害補償の受給権を有していないこと。

§ 8 離婚時の年金分割

組合員又は組合員であった方が離婚等をした場合、婚姻期間中の厚生年金等の計算の基礎となる保険料納付記録（標準報酬月額・標準賞与額（以下「標準報酬月額等」という。））を当事者間で分割することができる制度であり、年金額を分割するものではありません。

なお、年金分割の効果は、厚生年金部分に限られますので、老齢基礎年金には影響はありません。

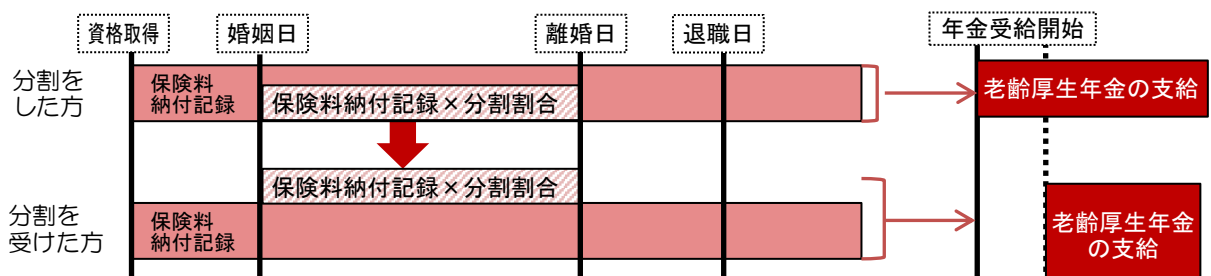
1 分割方法

(1) 合意分割

離婚した当事者間の合意や、裁判所等の決定により、婚姻期間中の標準報酬月額等を分割割合（上限 50%）に応じて分割するものであり、次の条件のすべてに該当する必要があります。

ア 平成 19 年 4 月 1 日以後に離婚又は事実婚関係を解消していること。

イ 離婚した当事者双方の合意や裁判手続により年金分割の割合を定めていること。

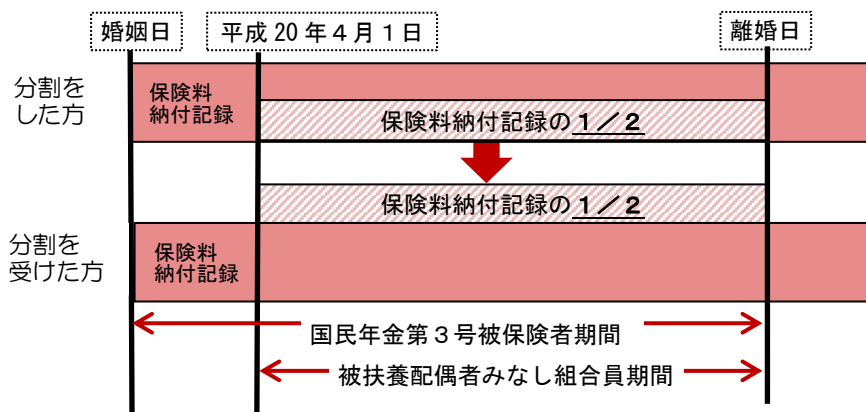


(2) 3号分割

国民年金第3号被保険者（会社員や公務員などに扶養される20歳以上60歳未満の配偶者）であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の国民年金第3号被保険者期間に係る配偶者の標準報酬月額等の2分の1を、当事者の合意なしで分割することができるものであり、次の条件のすべてに該当する必要があります。

ア 平成20年5月1日以後に離婚又は事実婚関係を解消していること。

イ 平成20年4月1日以後に離婚した当事者の一方に国民年金第3号被保険者期間があること。



※離婚日以降の流れは、「合意分割」と同じであるため省略。

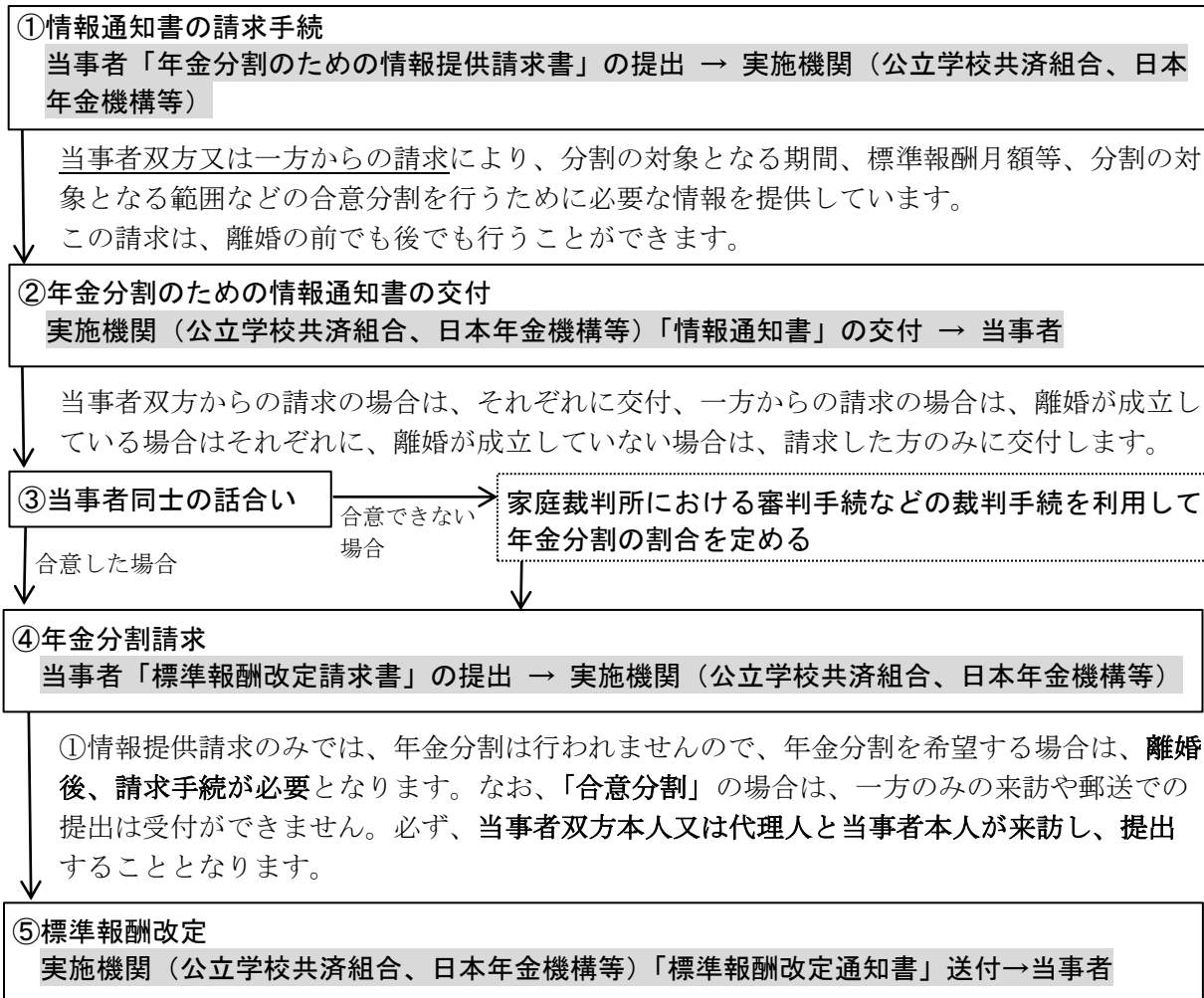
婚姻期間中の保険料納付記録（標準報酬月額等）を分割し、年金額の計算に反映します。

分割をした方：御自身の保険料納付記録から、相手方に分割をした標準報酬月額等を除いたその残りの標準報酬月額及び標準賞与額に基づき、年金額を計算。

分割を受けた方：御自身の保険料納付記録と相手方から分割された標準報酬月額等に基づき、年金額を計算。



2 年金分割までの流れ



分割割合に基づき、厚生年金の標準報酬を改定し、改定後の標準報酬を通知します。

3 請求期限

年金分割の請求期限は、**離婚が成立した日、事実婚関係が解消されたと認められる日の翌日から5年以内**（令和8年4月1日より前に離婚等をした場合は2年以内）です。
ただし、5年以内であっても、相手方が死亡した日から1か月を経過すると請求できません。

§ 9 遺族厚生年金・遺族基礎年金

組合員又は組合員であった方が在職中又は退職後に死亡した場合、御遺族の方の生活を保障するために「遺族厚生年金」が支給されます。

一般的な遺族厚生年金の年額は、亡くなった方が受け取る（受け取っていた）年金額の4分の3相当額であり、国民年金制度から「遺族基礎年金」が併せて支給されます。

1 遺族厚生年金

(1) 受給要件

組合員又は組合員であった方（一般組合員に限る）が、次のいずれかに該当する場合、その御遺族に支給されます。

ア 在職中に死亡した場合。

イ 退職後、在職中に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡した場合。

ウ 障害等級1級又は2級の障害厚生年金の受給権者が死亡した場合。

エ 老齢厚生年金の受給権者又は年金待機者のうち、受給資格期間が25年以上の方が死亡した場合。

(2) 遺族の範囲

遺族厚生年金を受給できる遺族は、組合員又は組合員であった者（一般組合員に限る）が亡くなられたときに、その方に生計を維持されていて、かつ、恒常的な収入が将来にわたって年額850万円（年間所得655.5万円）以上としないと認められた方です。

順位	続柄	要件等
1	配偶者（内縁関係にある方を含む。）	妻 死亡時の支給要件なし。 ※死亡時に、年齢が30歳未満で下記の子がいない場合は5年間の有期給付。
		夫 死亡時に年齢が55歳以上である方（支給開始は60歳。）。 ※60歳前であっても、遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も併せて受給可能。
	子（胎児含む。）	18歳の年度末までの未婚の方又は20歳未満で障害等級が1級若しくは2級に該当する障害状態にある未婚の方。
2	父母	死亡時に年齢が55歳以上である方（支給開始年齢は60歳。）。
3	孫	第1順位の子と同じ
4	祖父母	第2順位の父母と同じ

○中高齢寡婦加算とは・・・遺族厚生年金の受給者が40歳以上65歳未満の妻であり、遺族基礎年金が支給されない場合、遺族厚生年金に635,500円（令和8年度）が加算。

2 遺族基礎年金

「遺族基礎年金」は日本年金機構から支給され、「遺族基礎年金」が支給される遺族は、死亡した方に生計を維持されていた子がいる配偶者又は子です。ただし子については、死亡した方の配偶者が遺族基礎年金を受けている場合（配偶者と子では配偶者が優先。）や、生計を同じくするその子の父又は母がいる場合は支給されません。

3 請求手続

在職中に亡くなられた場合は、所属所を通じて、公立学校共済組合広島支部年金係（Tel 082-513-4959）へ御連絡ください。退職後にお亡くなりになられた場合は、御遺族が直接、公立学校共済組合本部（Tel 03-5259-1122）へ連絡してください。

Ⅳ 参考

各公的年金の加入者及び問合せ先等

公的年金		実施機関	加入者	問合せ・相談窓口
厚生年金保険	国民年金	日本年金機構 (年金事務所)	・20歳以上60歳未満の全国民	次表「広島県内の年金事務所」参照
	一般厚生年金	日本年金機構 (年金事務所)	・民間の会社に勤務 ・臨時的任用職員、非常勤講師、会計年度任用職員、再任用短時間勤務職員(週20h以上勤務)等 ※ <u>公立学校共済組合短期組合員や任意継続組合員</u>	
	公務員厚生年金	公立学校共済組合	公立学校の教職員・道府県の教育委員会職員【本務者・再任用フルタイム職員】等 ※ <u>公立学校共済組合一般組合員</u>	本部 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-9-5 TEL 03-5259-1122 広島支部 〒730-8514 広島市中区基町 9-42 TEL 082-513-4959
		市町村職員共済組合等	市役所、町村役場の職員 等	全国市町村職員共済組合連合会 〒102-0084 東京都千代田区二番町 2 番地 TEL 03-5210-4608 広島県市町村職員共済組合 〒730-0036 広島市中区袋町 3-17 TEL 082-545-8555
		広島市職員共済組合	広島市の職員	〒730-8586 広島市中区国泰寺町 1-6-34 TEL 082-504-2061
		地方職員共済組合	道庁、府庁、県庁(教育委員会は除く)の職員 ※都庁の職員は「東京都職員共済組合」	本部 〒102-8601 東京都千代田区平河町 2-4-9 TEL 03-3261-9850 広島県支部 〒730-8511 広島市中区基町 10-52 TEL 082-513-2264
		東京都職員共済組合	東京都庁の職員	〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 TEL 0570-03-4165
		警察共済組合	都道府県警察の職員	本部 〒102-8588 東京都千代田区三番町 6 番 8 TEL 03-5213-7570 広島県支部 〒730-8507 広島市中区基町 9-42 TEL 082-228-0110
		国家公務員共済組合連合会	国家公務員	〒102-8082 東京都千代田区九段南 1-1-10 TEL 0570-080-556 又は 03-3265-8155

公的年金		実施機関	加入者	問合せ・相談窓口
厚生年金 厚生年金 年金 年金 年金	私学 厚生 年金	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員	本部 〒113-8441 東京都文京区湯島 1-7-5 TEL 03-3813-5321
				広島ガーデンパレス共済業務課 〒732-0052 広島市東区光町 1-15-21 TEL 082-262-1134

広島県内の年金事務所

年金事務所	厚生年金保険	国民年金	問合せ・相談窓口
広島東	広島市、大竹市、廿日市市、江田島市、安芸郡、山県郡	広島市のうち中区・安佐南区・安佐北区	〒730-8515 広島市中区基町 1-27 TEL 082-228-3131
広島西		広島市のうち西区・佐伯区、大竹市、廿日市市、山県郡	〒733-0833 広島市西区商工センター 2-6-1 NTTコミュニケーションズ 広島ビル 1 階 TEL 082-535-1505
広島南		広島市のうち東区・南区・安芸区、江田島市、安芸郡	〒734-0007 広島市南区皆実町 1-4-35 TEL 082-253-7710
福山	福山市		〒720-8533 福山市旭町 1-6 TEL 084-924-2181
呉	呉市、竹原市、東広島市		〒737-8511 呉市宝町 2-11 TEL 0823-22-1691
呉 (東広島分室)			〒739-0015 東広島市西条栄町 10-27 栄町ビル 1 階 TEL 082-493-6301
三原	三原市、尾道市、豊田郡、世羅郡		〒723-8510 三原市円一町 2-4-2 TEL 0848-63-4111
三次	三次市、庄原市、安芸高田市		〒728-8555 三次市十日市東 3-16-8 TEL 0824-62-3107
備後府中	府中市、神石郡		〒726-0005 府中市府中町 736-2 TEL 0847-41-7421

年金受給権者の再就職に伴う手続

公務員の共済組合（国・地方・市町村等）の年金は、最後に属していた公務員の共済組合が年金額を決定（裁定）して支給することとされています。

これにより、既に公務員の老齢厚生（退職共済）年金の受給権を有している方が、再度、公務員の共済組合の一般組合員の資格を取得した場合は、公務員の年金制度を引き継ぐための手続として、年金受給権者再就職届書（以下「届書」という。）を提出していただく必要があります。

この届書は、所属所経由で、公立学校共済組合広島支部へ提出してください。

施行規程第 160 条

年金受給権者再就職届書

フリガナ 受給権者氏名	ヒロ シマ ジロウ 広島 二郎		生年月日	明治 大正 32年 10月 9日 昭和	
年金証書 記号番号	33-12345678	年金の種類	老齢厚生年金 (特別)	基礎年金 番号	9999-111111
再就職後	所属機関又は勤務先の名称及び所在地 〇〇市立〇〇小学校 〇〇市〇〇町一丁目1-1 所属共済組合 公立学校 共済組合 広島 支部 所属所 〇〇小学校 再就職年月日 令和 3 年 10 月 1 日 組合員種別 一般組合員				
上記のとおり再就職したので届け出ます。 公立学校共済組合理事長 様 令和 3 年 10 月 1 日 届出者 { 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市〇〇町二丁目2-2 氏名 広島 二郎					
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 3 年 10 月 4 日 所属機関の長 { 所属機関名 〇〇市立〇〇小学校 及び職名 氏名 校長 公立 薫					

この届書は、再就職先の共済組合を経由して提出してください。この場合、年金証書を添付してください。

様式は、公立学校共済組合広島支部のホームページに掲載しています。

「06-014 年金受給権者再就職届書 様式」ダウンロードし、必要事項を記入（同ページの「06-015 年金受給権者再就職届書 記入例」を参考としてください。）の御提出ください。

（掲載場所）トップページ＞ 広島支部トップページ＞ 広島支部について＞ 様式ダウンロード（年金関係）
 （URL）<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/about/yousikinennkinn/index.html>

年金受給者・年金待機者に関する手続

年金受給者や、年金待機者（年金を受け取るための受給要件を満たしているものの、年金の受給開始年齢に到達していない方）の住所や氏名に変更があったとき、年金の受取口座を変更したいとき、亡くなられたときなど、必要な手続などを御案内します。

①住所が変わったとき、住居表示が変わったとき		
年金受給者	提出書類	原則として届出は不要です。
	備考	住所変更（住居表示の変更）があったときは、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して登録住所の変更手続を行います。ただし、変更手続には4～5か月程度かかりますので、 必ず郵便局で転送手続を行ってください。
年金待機者	提出書類	「 年金待機者異動報告書 」を提出してください。 (添付書類) ・基礎年金番号が確認できる基礎年金番号通知書又は年金手帳の写し【全員】
	提出先	公立学校共済組合本部
②氏名が変わったとき		
年金受給者	提出書類	「 年金受給権者氏名変更届 」を提出してください。 (添付書類) ・年金証書（複数の年金がある方は全て）【全員】 ・氏名変更の事実を確認することができる戸籍抄本【該当者のみ】 ※住基ネットで氏名変更が確認できない方（外国居住者等）や遺族年金受給者が該当。
	提出先	公立学校共済組合本部
年金待機者	提出書類	「 年金待機者異動報告書 」を提出してください。 (添付書類) ・氏名変更の事実を確認することができる戸籍抄本【全員】 ・基礎年金番号が確認できる基礎年金番号通知書又は年金手帳の写し【全員】
	提出先	公立学校共済組合本部
③亡くなられたとき		
年金受給者	公立学校共済組合広島支部年金係（Tel 082-513-4959）へ連絡 してください。 御連絡いただく主な内容は以下のとおりです。 年金証書記号番号(年金待機者の場合は年金待機者番号)又は基礎年金番号、亡くなられた方の氏名(御連絡者の氏名等も必要です。)、生年月日、死亡年月日、手続書類の送付先住所、連絡先電話番号	
	備考	年金は、亡くなられた月分まで支払われますので、 <u>亡くなられた月分までの年金については、未支給年金として請求することができます。</u> なお、この未支給年金を受け取ることができるのは、年金受給権者が亡くなられたときに年金受給権者と生計を同じくしていた <u>3親等内の親族</u> です。
年金待機者	提出書類	「 年金待機者異動報告書 」を提出してください。 (添付書類) ・死亡の事実が確認できる戸籍抄本または住民票【全員】
	提出先	公立学校共済組合本部

④年金の受取口座を変更したいとき（年金受給者のみ）	
提出書類	「年金受給権者受取機関変更届」を提出 してください。 （添付書類） ・年金受給者名義の預金通帳の写し【全員】 ※変更届の「金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄」に受取機関の確認印」を受ける場合は省略可。
提出先	公立学校共済組合本部
備考	・1枚の届で複数の年金の受取口座の変更できます。 ・提出時期によって、次回の定期支給日までに変更手続きが間に合わない場合があります。変更後の金融機関口座に年金が入金されたことを確認するまでは、変更前の金融機関口座を解約しないでください。
⑤年金証書・年金額改定通知書を紛失したとき（年金受給者のみ）	
提出書類	「年金証書・改定通知書・振込通知書再交付申請書」を提出 してください。 なお、年金払い退職給付の年金証書と年金額改定通知書の再交付を希望される場合は、「年金払い退職給付 年金証書・改定通知書再交付申請書」を提出してください。
提出先	公立学校共済組合本部
⑥源泉徴収票を紛失したとき（年金受給者のみ）	
公立学校共済組合の24時間受付の専用電話（03-5259-8852）による再交付自動受付サービスを御利用ください。 音声ガイダンスに従って手続きをしていただきますと、再発行した源泉徴収票を、登録住所宛てに送付します。 ※ 年金証書番号（8桁）がわかる年金支払通知書等を御準備ください。	

*各種手続きについての詳細は公立学校共済組合ホームページに掲載しています。

（トップページ＞年金受給者（待機者）向け手続き＞年金受給中に必要な手続き＞全ての年金に共通の手続き）
 URL：<https://www.kouritu.or.jp/nenkin/jukyuchutetsuzuki/alltetsuzuki/index.html>

*上記①～⑤の様式は公立学校共済組合ホームページからダウンロードしてください。

（トップページ＞年金受給者（待機者）向け手続き＞年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロード）
 URL：<https://www.kouritu.or.jp/nenkin/download/index.html>

公立学校共済組合では、皆様に、情報をお伝えするために、広報誌を発行しています。各種制度や事務手続などわかりやすく紹介していますので、ぜひ御覧ください。



組合員向け広報誌「共済フォーラム」（年4回：6月、9月、12月、3月発行）

所属を通じて送付し、年金や医療保険などの社会保障制度や共済組合の事業などを御紹介。

年金受給者向け広報誌「年金フォーラム」（年2回：6月、12月）

年金支払通知書に同封して送付し、制度改正、諸手続などを御紹介。

バックナンバーを、公立学校共済組合ホームページに掲載していますので、御活用ください。

（トップページ＞公立学校共済組合について＞刊行物）
<https://www.kouritu.or.jp/about/kanko/index.html>